

龍情個審第13号
令和4年4月26日

龍ヶ崎市長 萩原 勇 様

龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 周 作 彩

龍ヶ崎市情報公開条例第12条第1項に基づく諮問について（答申）

令和4年3月1日付け龍情第6号による諮問について、龍ヶ崎市情報公開・個人情報保護審査会規則第3条の規定により、下記のとおり答申する。

記

第1 事案の概要

- 1 審査請求人は、令和3年12月2日付けで龍ヶ崎市長に対し、入札の記録に関し、情報の任意的公開申出を行った。
- 2 審査請求人は、令和3年12月8日付けで当該申出を取下げ、同日付けで龍ヶ崎市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第5号に基づき、入札の記録に関する情報公開請求書（以下「情報公開請求書」という。）を処分庁龍ヶ崎市長（以下「処分庁」という。）に提出し、情報公開請求を行った。情報公開請求書は、同12月10日に処分庁に到達した。
- 3 処分庁は、条例第5条第5号に規定する実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの（以下「利害関係人」という。）に該当しないと判断する一方、情報の任意的公開申出であれば情報公開を行うことができるため、情報の任意的公開申出への変更を勧める旨を伝える電子メールを審査請求人に送信したうえで、情報公開請求書を審査請求人に返戻した。
- 4 審査請求人は、この返戻に対し、情報公開請求書の不受理の取消しを求め、令和3年12月23日付けで処分庁に対し情報公開請求書の受理を求める旨の審査請求書（以下「別事案の審査請求書」という。）を提出した。処分庁は、同12月27日に別事案の審査請求書を受け付けた。
- 5 処分庁は別事案の審査請求書が提出されたことから、情報任意的公開申出への変更を勧めることをやめ、令和4年1月17日及び同1月25日付けで、審査請求人が引続き条例第5条第5号に基づく権利としての請求を維持するのであれば、利害関係を有する理由と証拠を提出するよう文書にて通知した。
- 6 審査請求人は、「申請者が情報公開条例第5条の利害関係者に該当する根拠」と題する令和4年2月1日付け文書（以下「利害関係の根拠を示す文書」という。）を同2月2日に処分庁に対し、電子メールにて送信した。
- 7 処分庁は、情報公開請求書及び利害関係の根拠を示す文書に対し、令和4

年2月10日付けで、条例第5条第5号に該当しないことを理由に非公開の決定（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けで決定通知書を送付した。

- 8 審査請求人は、令和4年2月22日付けで、処分庁に対し本件処分を取り消すよう審査請求書を提出し、処分庁は同日審査請求書を受け付けた。

第2 審査請求人及び処分庁の主張の要旨

1 利害関係の根拠を示す文書における審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、情報公開の請求をした処分庁所管の文書について、審査請求人が文部科学省の科学研究費補助金に基づいて進めている学術研究に必須の文書であり、当該文書を処分庁が公開しないと、当該科学研究費補助金に基づく学術研究を推進できず、今後科学研究費を申請することができなくなる可能性があり、研究業績評価にも影響を与えるとしており、処分庁が入札結果を管理、公表するという事務事業は申請者の利益に直結するとの理由をもって利害関係人に該当する根拠としている。

また、当該情報は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律で開示が義務付けられているとし、入札の事務事業に関しては広範囲な利害関係者が存在するとしている。

2 弁明書における処分庁の主張の要旨

次のとおり処分庁は、審査請求人が示した条例第5条第5号に該当する根拠について、いずれも該当性を認める根拠とならず、審査請求人は利害関係人には該当しないと判断し、本件処分を行ったとしている。

(1) 条例第5条第5号該当性について

処分庁は、条例及び龍ヶ崎市長が管理する情報の公開に関する規則に基づく事務処理を適正に行うため「情報公開事務の手引」を作成し情報公開事務を行っており、その手引によると条例第5条第5号に該当するためには実施機関の事務事業に関して「具体的な利害関係」を有する必要があるとしている。

また、処分庁は情報公開の決定にあたり、利害関係の根拠を示す文書を確認したところ、審査請求人は自己が行う研究に資するという一般的抽象的な利益や当該情報を入手できなかった場合に想定される不利益をもって利害関係人であるとしており、この主張は利害関係人に該当する説明には当たらないとしている。

(2) 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第8条について

処分庁は、審査請求人が利害関係の根拠を示す文書において、同法で開示が義務づけられていると主張していることに対し、同法第8条に規定する「地方公共団体による情報の公表」は、地方公共団体が公共工事の入札及び契約の過程に関する法定の事項を公表する旨の規定であり、請求者が利害関係人に該当する根拠にはなり得ないとしている。

3 反論書における審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、処分庁が提出した弁明書において、条例第5条第5号に該当しない根拠として情報公開事務の手引を引用していることについて、情報

公開事務の手引は職員が効率的に事務を行うための内部書類であり、議会等の民主的な手続きを経ていないものであること及び情報公開事務の手引には「おおむね」という表現があることから利害関係を例示しているだけであり、根拠とするのは差し控えるべき旨反論している。

また、審査請求人が利害関係の根拠を示す文書において説明した利害関係の根拠に対し、処分庁が「自己の行う研究に資するという一般的・抽象的な利益」であると弁明したことについて、業績評価について言及もなく弁明書の主張は独善的であるので反論があるならば客観的事実に基づいて反論されたいとしている。

第3 当審査会の判断

1 条例第5条第5号の趣旨

(1) 条例の立法趣旨

条例第1条では、その目的について「市民の知る権利が保障されるよう、情報の公開を請求する市民の権利を明らかにするとともに、情報の公開に関して必要な事項を定めることにより、市民参加による開かれた市政の実現を図り、市民との理解と信頼を深め、もって公正で民主的な市政の発展に寄与すること」と明らかにしている。

(2) 情報公開請求できるものの範囲

情報公開制度における情報公開請求できるものの範囲については、大きく何人も請求できるタイプと、市民又はそれに準じるものに限って請求できるタイプに分けられる。どちらのタイプを採用するかは立法政策の問題であり、どちらを採用しても違憲や違法の問題を生じることはない。

条例第5条は、条例第1条の趣旨を踏まえ、後者すなわち市民又はそれに準じるものに限って請求できるタイプを採用したものであり、情報の公開を請求できるものを具体的に列挙している。同条第5号では、「前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有するもの」を挙げ、かつ、同条本文において「第5号に掲げるものにあつては、そのものの利害関係に係る情報の公開に限る。」と定めている。これは、条例が情報公開請求できるものの範囲について市民又はそれに準じるものに限って請求できるタイプを採用したことの表れであり、そして、市民に準じるものの一つとして実施機関が行う事務事業に利害関係のあるものを挙げ、そのものについては、その事務事業において作成又は取得した情報に限り、市民と同様の権利を有するものとして情報公開請求できるとしたものである。

なお、条例は、条例第15条第2項の規定により、条例第5条に掲げるもの以外のものから情報の公開の申し出があったときは、情報の公開に努めるとされており、情報公開請求できないものに対して代替手段を認めている。

本件の場合、情報公開請求書によると、公開請求した情報は、実施機関が行った過去の入札記録に関する情報であることが確認できる。このため、本情報公開請求における実施機関が行う事務事業とは、それぞれの入札事務を指し、利害関係人に該当するか否かについてはそれぞれの入札事務もしくはは

入札を経て実施する事務事業に具体的な利害関係を有するか否かによって判断される。

2 審査請求人及び処分庁の主張について

(1) 審査請求人が主張する「利害関係人」の該当性について

上記第3の1(2)に照らしてみると、利害関係の根拠を示す文書における審査請求人の主張は、自身の情報公開請求の目的や、請求した情報を処分庁が公開しない場合における自身の不利益に終始しており、実施機関が過去に行った入札事務や入札事務を経て実施する事務事業と審査請求人との具体的な利害関係については何も説明していない。また、反論書においても、弁明に対する反論はあるが、同様に具体的な利害関係については説明がない。

なお、利害関係の根拠を示す文書において、審査請求人は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により本件情報は公表されるべきと主張しているが、その公表は同法の規定により公表すべきものであって、条例に基づく情報公開請求とは関係がない。

このため、当審査会において、審査請求人の主張により、条例第5条第5号に該当すると判断することはできない。

(2) 処分庁が主張する「利害関係人」の該当性について

弁明書によると、利害関係の根拠を示す文書における審査請求人の主張は、情報公開請求した情報が公開されなかった場合の学術研究に関する影響についての説明であり、実施機関が行う事務事業に係る利害関係の説明でないため、審査請求人は利害関係人に該当しないとしている。2(1)で述べたとおり、当審査会も審査請求人の説明によって具体的な利害関係が明らかになったとはいえないので、処分庁の判断は、条例第5条第5号の規定の適切な解釈に則った判断といえる。

なお、情報公開事務の手引は、条例についての行政内部の統一的解釈を示したものであって、それ自体は処分根拠となり得ないが、だからといって、その解釈に従って行われた処分は直ちに違法なものということもできない。

また、審査請求人が、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により本件情報は公表されるべきと主張していることについては、2(1)で述べたとおり、条例に基づく情報公開請求とは関係がないため、審査請求人が利害関係人に該当する根拠にはなり得ないと処分庁が判断したことは妥当だといえる。

第4 結論

以上のことから、審査請求人が利害関係人として提出した情報公開請求について、処分庁が条例第5条第5号に該当しないため非公開とした決定は妥当であり、本件審査請求には理由がないので、審査請求を棄却すべきである。

なお、審査請求人にとっては、条例第15条第2項に定める情報の任意的公開制度により、原則として同等の情報を入手できることを踏まえ、当該制度の利用をされたいことを申し添える。